

## 【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第4回）

1. 日 時 平成29年7月10日（木）10:00～12:00
2. 場 所 中央合同庁舎7号館東館（文部科学省）3階 1特別会議室
3. 出席者 委 員 山本会長，矢ヶ崎会長代理，金野委員，田辺委員，中川委員，  
原委員，藤井委員，藤田委員，湯浅委員（計9人）  
文化庁 中岡文化庁次長，山崎文化財部長，熊本文化戦略官，山下内閣  
官房審議官（文化庁文化経済戦略特別チーム 副チーム長），大  
谷伝統文化課長，圓入美術学芸課長，大西記念物課長，豊城参  
事官（建造物担当），軸丸文化財保護調整室長，菅野伝統文化課  
課長補佐，村上文化庁地域文化創生本部研究官（計11人）
4. 議事等

【山本調査会長】 定刻になりましたので，ただいまより第4回文化審議会文化財分科会企画調査会を開催させていただきます。御出席の皆様方におかれましては，御多忙の中お集まりくださり，誠にありがとうございます。

本日は，たくさんのニュースが集積しているというか，世界遺産の登録もニュースになりました，私も長く，宮田長官とは学長時代からつき合いがありますけれど，あんな表情は余り見たことがないというか，はち切れているような感じでもなく，非常に静かな喜びを表現されて感銘を受けました。そういう中で，本日は第4回を開催させていただきます。

本日は，これまでのヒアリングを踏まえまして，「文化財の一体的活用と地域振興」に關しましてディスカッションを行うということが中心でございます。

まず初めに，事務局より事務連絡と配付資料の確認をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 皆様、おはようございます。伝統文化課課長補佐の菅野です。

初めに、事務局より事務連絡といたしまして、人事異動について御報告をいたします。7月7日付けで、伝統文化課文化財保護調整室長に軸丸が着任しておりますので御報告させていただきます。

【軸丸文化財保護調査室長】 7日付けで文化財保護調整室長を拝命いたしました軸丸と申します。どうかよろしく願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 では、本日の配付資料の方、確認をさせていただきます。お手元の資料を御覧くださいませ。

本日、配付資料としましては、各先生方より御提出を頂きました資料が1, 2, 3, 4, 5まであります。それから、金野委員より、NIPPONIAのパンフレット、それから藤田委員より「公共建築」と書かれている冊子の方を頂戴しております。その後、事務局の方で作成をしました資料の6番、資料の7番というふうに配付しております。参考資料に関しましては、参考の1から5まで配付しております。もし不足等がございましたら事務局の方までお声掛けいただければと思います。よろしく願いします。

【山本調査会長】 資料については、よろしゅうございましょうか。

それでは、議事に移りたいと思います。

まず、提出していただいた資料につきまして、本日、御出席の金野委員、中川委員から御説明を頂きたいと思います。

早速でございますが、金野委員から御説明をお願いいたします。発表は10分程度でお願いいたします。

【金野委員】 皆さん、おはようございます。

論点ということで二つ挙げたいのですが、本論に入る前に、これまでのこの会で御紹介した別邸について。駅の東側には既に公開施設になっている文化財があります。駅の反対側に別邸がありますが、これが問題の案件です。土地・建物の取得費が約3億円、工事費が3億円、年間の維持費が3,000万円ぐらいではないかと思込られますが、これを既存の公開施設のように指定管理にすると相当の経費が市の負担になるということになります。

これでは市の方ではなかなか持ち切れない、予算がつかないということで、少しPPPで民間の力を入れようということです。ひとつはDBOなどの官設民営。官が作って運営の費用は民が負担する。我々の取り組んだ例では、雲海で有名な竹田城の麓の酒蔵の再生活用はこ

の方式でやっております。

コンセッション方式では、取得だけを市がやりまして、あとは民に委ねてしまおうということですが、これでやると市の負担は6,000万円程度になるということで、実はこのスキームで我々は提案をしておりますが、一度決定した方針は覆らないというのが現状であります。今はもう開発許可の手続がとられておりまして、宅地分譲されるだろうというところ

です。もしも、我々の社会が文化財を活用することで保存するんだという考え、手法を以前から持っていれば、これは残せたのではないかと。さらに、純民間でやる方法もあります。実際はこれも検討したんですが、さすがにこれでは収支計画が成立しませんでした。ただし、後ほど御紹介する篠山城下町ホテルは、純民間で保存活用をしております。本題に入ります。

我々は、そういう形で、活用することで残すということを取り込んでおるんですが、これまでの3回の議論の中で気になったことが幾つかあって、きょうは2点、「文化財」ということと、「面的、一体的」という言葉、この捉え方が、まあ、委員の皆さんでそれぞれ違うのではないかなと思ひ、問題提起をさせていただきます。

我々、文化財に指定されたものよりも指定されていないものを扱うことが多いんですが、それでも改修するときにはミニマムインターベンション、可逆性、区別性など、文化財の改修手法を踏襲して改修をするというようなことに取り組んでおります。案外、安く直せて、クリエイティブな人材を地域に引き寄せるといような成果が出ております。

一つ目の「文化財」の捉え方なんですが、これはあくまで建造物についてですけども、この絵が現在の常識ではないか。古い建物がたくさんある中で、より価値の高いものを国宝、重要文化財、指定文化財などに指定して保存をし、保存をしたものを公開施設などに活用するというではないか。

我々がどのように考えているかという、このようになります。文化財的な価値が高いものも、そうでないものも、全体を鍵括弧つきの「文化財」というふうに捉えまして、これの全体を活用することで保存していくということです。もちろん、取り扱い方はいろいろ、文化財の質によって変わってくるのではないかとこのように思っています。

これと、「面的」に、文化財の活用・保存を進めるということとはつながっておりまして、我々は、地域にあるたくさんの空き家の古民家などを次々、ここにあるような形で活用するというを実際に行っております。模式的に書くところということで、あるコミュニテ

イーの圏域にたくさん空き家があるのですから、その中には指定文化財のようなものもあるんです。これは、アンタッチャブルなものもあるかと思います。ただし、活用に値するようなその他文化財がありますので、そういうものを使って次々とそれをひっくり返していく。つまり、もうまさに捨てられようとしているわけですので、それを活用することで保存するというをやっております。そこにUターン、Iターンが入ってきて地域が活性化していくというような仕組みです。

これが篠山城下町の状況でありまして、我々は8年かけて、篠山城下町にある空き家を1個ずつひっくり返す作業をし、赤がカフェとか工房、レストランなんですけれども、黄色が宿泊施設です。この黄色に赤丸をつけてあるもの、これが活用済みの物件なんですけれども、5物件で12室の分散型ホテルというようなものを整備し、城下町全体を一つのホテルとみなしていろいろな施設を作っていくということをやっております。

これが我々の文化財を面的に展開するという考え方なんですけれども、そもそも、指定していない文化財は文化財じゃないと思えば、これは面的展開じゃないかもしれません。我々はこのように考えてやっているということです。いろいろな事業スキームを駆使して、いろいろな施設に置き換えていく、そこにIターン、Uターンが来る、小さな産業が生まれるというような構造になっております。

城下町に周辺地域から豊かな農産物が持ち込まれて振る舞われ、そこでは、曳山の祭が行われていて、重要文化財の能舞台があって、年2回も能がかかり、伝建の町並みでアートフェスティバルやマルシェが催され、街全体の「文化財」を活用することを篠山で行っております。

きょう、論点としてお示ししたかったのはこういうことで、「文化財」とは何だろうということと、それを「一体的、面的」に展開するということはどういうことなのかということと、我々はこう考えてやっているということを御紹介したわけです。

ちなみに、篠山で行っていることを、我々は、兵庫県の北部地域でこのような形で展開しておりまして、NIPPONIAというホテルグループを作っております。ちなみに、大屋大杉は、最近、伝建になった養蚕集落です。それを組織的に展開するというようなことをやっております。最近、政府の方でも取り上げていただいて、こうした歴史地区を全国で200地区整備していこうということで、我々も一緒になって走り回っている状況です。

現在のところ、このぐらゐの取組をしております。青色で表示した計画中の地区が多いと思うのですが、全国で計画策定が進んでいます。先週、愛媛県の大洲に行つてま

いりました。大洲に行きますと臥龍山荘がありまして、これは重要文化財です。これはもう建築物というよりも工芸品です。こういうものは、我々でもレストランにしたらいいかと思います。やっぱり、これは公開して鑑賞するものだというふうに思います。たまにお茶ぐらい飲めてもいいかなとは思いますが。ただし、大洲の市街地には、木蠟とか、シルクで栄えたお屋敷がたくさんありまして、相当数が空き家です。このままでは無くなっていく運命です。

臥龍山荘を残して、ほかの建物は無くなってしまいます。これは日本で普通に起きていることです。これを面的に残すということでなければ文化的ではない、と我々は思って、民間ベースでこういう活動をしているということです。

報告は以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。そうしたら中川委員、次、よろしく。

【中川委員】 資料は2です。資料を作ってくるのは全員の宿題かと思って作ってききましたが、私は、今お話があったような、主体的に保存や活用に関わっているわけではありません。大学の研究者ですので、実際のところでは認識が間違っているようなところがあるかもしれませんが、それはお許してください。

私は京都で近代の建築や都市について研究していますので、近代の建物の保存について相談を受けることが多いわけですが、その経験の範囲で、今の文化財保護法の中で取組が抱えている課題について整理すると、こういうことになるのかなど。恐らくこれは、多くの委員の方も共通して認識している常識的なことなのかもしれませんが、一応まとめてみましたということです。

それで、この図の中でポイントは、日本の文化財保護というのは、指定制度を中心はずっと長いことやってきたということだろうと思います。前回、デービッドさんからお話があったように、ヨーロッパの文化財に比べると日本の文化財の数はとても少ないのですが、これはまあ仕方がない、指定を中心にしてやってきたからそういうことなんですね。重要なものを厳選して保存していく。しかし、平成8年から日本の文化財の制度の中にも登録文化財の制度ができました。その対象はもともと、「多種多様かつ大量にある、近代を中心に」したものであると書いてありまして、特別に選ぶ指定ではなくて、広く大量に登録するという形で守ろうと。

そうすると何が起こったかという、やはり、図の真ん中にある文化財の維持管理のところから課題が出てきた。指定ですと、保護法によるいろいろな規制がある代わりに補助金

も下りてくるということがあるわけですが、登録には原則それがない。優遇措置はいくつかあるのだけれども、限られています。というか、そもそも、登録というのは、考え方としては、やはり所有者自らが維持・管理していくということだろうと思います。そうすると、では、所有者がどう対応しているのか。前回にもそうした指摘をしましたが、この図には「中抜け状態」と書きましたけれども、所有者だけでは維持管理をどうしていいかわからないことが多くてなってしまう。

例えば、京都で言いますと、京町屋の現状などにそうした状況がよく見えてきます。町屋といっても、基本的に京町家の場合、明治維新以降に建てられたものがほとんどで、文化財になっているものは非常に少数しかありません。しかし、歴史的な景観の要素として、保護をすることはあります。京都の景観行政は有名です。

前にもお話があったように、景観保存というのは、どうしても街路から見える部分に限られてしまっていますが、建築物として捉えると、本来、町屋の魅力というのは、通りにわに沿った内部の空間にあるんだらうと思います。文化財的価値という意味でもそうだろうと思います。その部分の保存が非常に脆弱な状況になっていて、その価値をほとんど理解せずに、大がかりに改造してレストランなどに改修しまうような例が増えているのです。京町家は登録文化財ではありませんが、そうした状況は、図の一番右側、つまり文化財の価値を減じてしまう活用が生じている状況とみることができるでしょう。

一方で、例えば、京町屋再生研究会のように、もうかなり長い期間活動しているNPOもあります。町家の所有者、居住者に我々学者、さらに市民も巻き込んで、いろいろなイベントをやったりして、町屋の本当の価値というものを広めようとする活動をしていて、そこから作事組という町家の文化財的価値を踏まえた改修を担う職人や建築家の人々によるグループがスピンアウトみたいにして出てきてもいます。

この図の「中抜け状態」というのは、その下に「人材・職能の必要」として書いたとおりで、そうしたNPOなどの、所有者に対して維持管理を支援する組織や人が不在、あるいは十分に活躍する場や資格が与えられていない、というのが今の問題であろうということだろうと思います。

それで、その「人材・職能の必要」という中で、学芸員の重要性も改めて認識刷る必要があると思います。私のいる大学では美術館に相当する学内施設を持っていますので、そこで本格的な学芸員教育をやっていますが、学科の中にコースも作っておりまして、その名前を価値創造学コースとしています。つまり、文化財だけではないですけども、学芸

員というのは新たな価値を創造するものだというような趣旨であり、そうだとすれば、学芸員こそが文化財に新たな価値を与える職能になるべき存在だと思います。

確かに、今、学芸員が置かれている立場からすると、学芸員ができることはかなり限られてしまっているという状況はあるかもしれません。それを広げていく必要があるだろうと思います。それから、前回も指摘しましたとおり、ヘリテージマネジャー、大学、文化財NPO、こういうものも支援して、さらに認定するなりしていく。そして、そうした職能が確立できるように、専門家を育てる教育に取り組む。そうしたことをしていかないと、登録文化財の、さらには、今、お話がありましたように、文化財の枠組みがどんどん広がっていく状況における「中抜け状態」には対応していけないのではないかと思います。

それから、もう一つ重要となるのは修復の担い手だろうと思います。国の指定文化財に関しては、建造物では、選定制度により特定の高い技能を持った職能集団が担うわけですが、登録制度などで飛躍的に数が増えた修復については、それを担う修復技能者の枠をもっと広げることが必要になります。すでに、ヘリテージマネジャーなどの資格制度なども広まりつつありますので、そういったものをどのように取り込んでいけるのかを考える必要があります。それから、伝統的な修復技能者、これは建造物に限りませんけれども、そういう人や組織もあるわけで、それをどのように支援していけるのかも重要となるはずです。

それから、もう一つ申し上げなければいけないのは、図の左側ですけれども、今の登録文化財の制度をさらに広げる必要があるのではないかと思います。現在の登録文化財は、確かに従来の指定文化財の価値の在り方より広げたものになっているわけですが、それでも、その枠の中に入りにくいものもたくさんあるわけです。

私が最近強く認識しているものでは、例えば、土木遺産のようなもの、これは建築の価値とは大分違うので、これをどういうふうに価値付けていくか。あるいは、これはもう前から指摘されていることですが、ふすま絵のような存在。そのもの自体は、美術工芸品ですが、それは建築にしつらえられて初めて価値が出てくるわけです。つまり、建築の価値とふすま絵の価値を合わせて考えていく必要があるだろうと。であるならば、今の文化財の分類の枠組みを横断する価値判断が必要となります。

さらに、これはやっかいな問題ですが、再現系です。失われたものを再現してしまったようなもの、「しまった」と言うと言弊があるかもしれませんが、そういうものを文化財として考えるかどうかというようなことも考える必要がある。町並み保存事業ですと、保存

修景という形で、今までなかったものを町並みの様式にしたがって新たに作るというものもたくさん出てくるわけです。こういうものをどういうふうに価値判断するかというようなことも重要になってくる。

それから、最後に、一番右下のところに書いた都市計画との連関です。文化財の維持管理や活用を考える場合には、行政にその体制をしっかり作ることが求められる。であれば、当然ながら、さきほどのお話にもありましたけれども、都市計画・まちづくりの制度の中に、その体制や仕組みを落とし込む必要があって、その意味で、これからの文化財保護法はそれ自体で閉鎖した制度になってはいけないだろうと思っています。

【山本調査会長】      ありがとうございました。それでは、きょう御欠席の委員、岩崎委員、亀井委員、西村委員からも資料が提出されておりますので、それは事務局からまとめて報告をお願いしたいと思います。

【菅野伝統文化課課長補佐】      まず最初に資料3番、岩崎先生の方から頂戴をしている資料について御紹介申し上げます。

「地域における文化財の一体的な保存と活用の方策」ということで、博物館・美術館を中心に、ということ資料を頂戴しております。

まず、文化財の基本的な属性として、調査研究なしに文化財とはなり得ない。それは一体何であるかが分からないものは文化財ではない。保存・継承する不断の努力なしに活用できる文化財は存在しないといったことを前提としますと、文化財の収蔵機関たる博物館・美術館の基本的な機能としては、調査と研究、保存と管理、展示と公開といったようなことがあると。

以上の前提を踏まえまして、地域における文化財の一体的な保存と活用という課題において、博物館、美術館に期待される二つの役割があるということ、一つ目は、文化財の静かな危機を救う救済者としての博物館、「心の文化」を支えるもの。それから、もう一つは、地域おこしの協力者としての博物館、経済を支える文化財の維持ということ。

2枚目に進んでいただきまして、まず、一つ目の柱「文化財の静かな危機を救う救済者としての博物館・美術館」ということですが、求められていることとしては、収蔵機関としての機能の強化、保存のための啓発活動の強化、自治体の文化財保護課を核とした地域の博物館等・文化財修理事業者の連携によるセーフティネットの構築。これは、実践例としましては、東日本大震災の後に地域の博物館等が地域の文化財のレスキューを行ったということで、そういったようなセーフティネットの構築という機能がある。



その背景としては、一つには、限界集落等の地域の衰退に伴って文化財が散逸の危機にあるということである。例の一つ目としては、三重県の県立博物館によって無住の寺の仏像をレスキューした。その1週間後に寺が盗難に遭ってしまうということがあったということ。例の二つ目としては、京都大学総合博物館による過疎の村の神社の大般若經の受け入れというのを、宮司・氏子総代の高齢化によって継承が困難になっていたといったようなものを受け入れてきたというものがある。

それから、もう一つの背景としては、生活様式ですとか経済構造、こういったものが変化をしていることに伴いまして文化財の散逸の危機というのが広がっているということで、例としては、京都工芸繊維大学の美術工芸資料館による近代京都の繊維産業に係る用具一式、これを受け入れたということで、これは世代交代とか廃業によって、皆様の方ではなかなか継承困難になっていたものというのを、美術工芸資料館によって受け入れをしたというようなものでございます。

次のページに行ってくださいまして、二つ目の機能ということでございましたけれども、今度、地域おこしの協力者としての博物館・美術館ということで、それは地域の経済を支えるというものになってきます。求められることとしましては、ダイバーシティ・マネジメントの導入ということで、中央にコーディネーターがいて、その回りに建造物、史跡、記念物、博物館、文化的景観、民俗文化財、無形文化財と、様々なものがありまして、こういったものをネットワークにしていくというようなものでございます。

コーディネーター、これは自治体・NPO、それから民間事業者、こういったことのコーディネーターを中心として、それぞれの立場、専門性を生かしてネットワークを構築する。博物館等の常設展の開放ということで、外部者による活用を提供するような場になるということで、地域おこしの協力者としての博物館、美術館という機能でございました。

岩崎委員からの資料は以上です。

続きまして、資料の4番、こちらは亀井委員からの資料です。

「各団体のヒアリングを聞いての意見等」ということで御提出いただきました。まず一つ目、「歴史文化基本構想の推進とその実現のために」ということです。

地域に伝えられた多様な文化財を、一定のテーマを基に包括して保存活用を図っていくことは、地域の歴史や生活文化そのものを発展継承していくことになる。文化庁がこれまで進めてきた「歴史文化基本構想」は、こうした地域の文化財を総合的に捉え、保存活用していく上で必要な基礎情報を示したものであるが、この構想を実現していくためには、

文化財の保存及び活用を具体的に図るようなことができるような枠組み、例えば、執行計画を国が認定し、文化財の保存活用に資するソフト・ハード両面の予算配分を優先的に図るなど新たな事業メニューなど、こういったような新しい枠組みの構築が必要で、それができれば実効性が増すと期待できる。

文化庁の歴史文化基本構想とほぼ時を同じくして平成20年に制定された文科省、国交省、農水省の共管になる「歴史まちづくり法」における歴史的風致維持向上計画との関連については、これまでは、歴史文化基本構想をまずまとめ上げ、これを基に歴まち法の計画を立案するのが望ましいというような運用上、仕組みとしているが、上記同様、このことを法的に担保する何らかの仕組みができれば実効性が増すのではないか。要は、総合的把握の後の保護措置が個別文化財の保護対応に任されるということではなく、地方が一体的、主体的に取り扱うことができる新たな仕組みを創設することが必要と考える。

二つ目。文化財保護に資する諸計画の法定計画化と実施主体への現状変更等権限の委譲。

不動産文化財の保存活用に関しては、現在「保存活用計画」、「保存管理計画」などを立てて保護に当たるよう指導しているが、全史協からの御提案でございましたけれども、これらの計画を権威付けるため、文化庁長官の承認とともに、一部の権限委譲を図り、柔軟な対応ができるように新たな法的枠組みを作る。これは、減ることのない文化財の個々の保護に対応して、計画に基づく現状変更等の行為は地方に任せ、主体的に保護に当たることができるようにするもので、迅速な対応とともに、結果として文化財保護に当たる人材育成にもつながると考える。

3、文化財行政に携わる人材の育成のための公的研修機関の設立。

文化財保護行政に携わる行政担当者の役割は極めて大きいものがある。従来も文化庁による各種行政担当者研修、奈良文化財研究所の埋蔵文化財研修、東京文化財研究所の学芸員研修など、個別に行われてきた人材育成のための研修を、総括拡大する研修機関として文化財大学校の創設を図ってはどうか。京都には各種現場があり、視察自習等の素材には事欠かないと考える。文化庁の京都移転を機に研修機関の構築を考えてはどうか。また、教育委員会に「文化財主事」を置く規定を定め、一定の研修を受けた職員、専門職を任命し、例えば、保存活用に関する指導助言や、一定の現状変更等の権限委譲の業務を担当させることで、地方自治体の自主性の確立とともに、業務の効率化、迅速化を図ることができるのではないか。

4番ということで3項目、頂いています。4番、文化財行政機関と所有者等との間に立つ組

織等ということで、4-1がヘリテージマネジャー制度の確立です。

兵庫県を筆頭に府県を中心に広がっているヘリテージマネジャーの制度は、民間活力による地域の文化財保護のための日常的活動体制の強化につながると評価されている。制度のさらなる普及、質の向上のため、国として資格制度の創設など職能を権威付けることが考えられないか。

それから、二つ目、4-2、文化財保護団体（仮称）の認定制度の創設。

同団体は、所有者に代わって文化財の管理活用、保存の主体となり得る。これは、保護法第31条に定める管理責任者、又は32条の2に定める管理団体制度との調整を要するが、活用に関してという点に注目するのであれば、別途の規定にした方が柔軟性が保てるのではないか。類例として、景観法の「景観整備機構」、歴史まちづくり法の「歴史的風致維持向上支援法人」などが参考となるのではないか。

それから、三つ目ですが、文化財保護指導員の活用。

保護法第191条に規定されている都道府県教育委員会に置くことができる文化財保護指導員制度について、条文には、「文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対して、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に大使、文化財保護思想について普及活動を行うものとする」とあり、いわゆる、文化財パトローラー制度と言われるように、文化財の保存状態の巡視が主な仕事になっているように思える。本来の趣旨は、適切な保存管理活用が図れるような業務が期待されているのであり、業務に関わる部分の条文の見直しが必要になるだろう。その際、都道府県でなく、広く中核都市まで配置することができるように拡大することも考えられよう、ということで三つでした。

五つ目。文化財保存修理のための技術者等の養成と資格制度の創設。

文化財保存修理の実施に当たり専門的職能の存在は不可欠で、国宝・重要文化財等については現在、選定保存技術者又は保持団体として認定された方々の手によって保存修理事業が営まれている。これらの技術者等は、大学での専門コースや専門学校、職業訓練校などで養成されているが、その多くは現在の産業に求められる職種に限定された感がある。文化財修理技術者等は、各種学校の卒業後は、文化財の修復関係の専門企業等で日常業務を通して自らの技量を磨いている。文化庁の選定保存技術認定団体に所属した場合、文化庁やそれぞれの団体等が催す研修を通して、初級、中堅、上級など段階的に技量を上げることによって処遇されている。例えば、建造物の分野では、その地位に応じて文化財の規

模や価値に対応した保存修理の設計監理業務に従事することができる仕組みになっている。

文化財の修理は、幅広い知識とともに高度な技術・技能が要求される特殊な技術者集団である。貴重な文化財の保護の観点から、修理事業の業務を独占的に取り扱うことが求められると考えられるが、それを裏付けるために国家的な資格制度の創設が必要と考える。各技術者等は、資格取得によって社会的認知が得られ、職業意欲がかき立てられることになり、業績次第でマイスター、棟梁として社会的地位向上にもつながるものとする。これによって、後継者確保の道も開かれると考える。

また、文化財の種別や対象が拡大の一途をたどっている現在、その保存に必要な技術や技能はますます多方面に拡大しているのが現状であることから、選定保存技術としての枠をさらに広げ、技術者等の確保と育成も急務になっている。

6番、文化財をめぐる優遇税制の検討。

「重文民家の集い」の代表から提言された相続税対策であるが、例えば、都市農地の緑としての効用等から公益性を認識し、30年間にわたり継続して農業経営するのであれば相続税を免除するような規定があったように記憶をしている。

これを応用して、共有財産として「認定された公開活用計画」に従い30年間にわたり活用を図ることを条件に納税を当面留保するような方策が考えられないか、研究されたい。また、固定資産税の減免等について、効用が薄いような発言があったが、地価の高いところでは効果大であり、引き続きその維持に努められたい。

以上が亀井先生からの資料でございました。

続きまして、資料の5番を御覧ください。西村幸夫先生からです。「地域における文化財の一体的な保存と活用の方策」についての提言。本提言は、主として不動産たる文化財の保存・活用を中心に述べていることを御留意ください。

一つ目、地域における多様な文化財を一体的に保存・活用するための基本計画を立てることを、文化財保護法の中に位置付けるべきである。

例えば、都市緑地法における力の保全及び緑化の推進に関する基本計画や、景観法における景観計画のように、基本計画の中で定めるべきものを明示して、本基本計画が他の分野の基本計画とそごを来さないよう定めることが考えられる。現行の歴史文化基本構想は、この（仮称）歴史文化基本計画へと拡大・改組することが考えられる。現行の指定文化財の保護の仕組みは文化財のジャンルごとに異なっており、地域を一体と考えてその保存・活用を考える組織的な対応が弱いので、この点を担うべく、組織的にも考慮する必要がある。

る。

2番、地域における文化財の活用を担うに足る組織を文化財保護法の中に位置付け、活用を支援すべきである。

例えば、景観法の景観形成団体や歴史まちづくり法における歴史的風致維持向上支援法人、都市緑地法における緑地管理機構のように、一定の要件を満たす団体・法人を指定・認定して、地方公共団体と連携して文化財の活用を推進する方法が考えられる。その際、活用の公共性を担保するために、(仮称)歴史文化基本計画への適合を要件とすることが考えられる。

3番、指定文化財の周辺に緩衝地帯となるべき地区を文化財保護法の中で位置付け、指定文化財単体のみならず、その周辺も一体となって文化財的価値のある地域とみなし、もって地域における文化財を一体的に保存・活用すべきである。

上記の(仮称)歴史文化基本計画の中に緩衝地帯を明記し、地区を確定することが考えられる。

また、現在、京都市で検討されている世界遺産のバッファゾーンにおける現状変更行為に届出や規制をかける条例案などに法的な根拠を与えることが考えられる。緩衝地帯における行為規制を文化庁単独の観点で行うことは困難であると考えられるので、例えば、景観計画上の位置付けを同時に与え、建設行政と並行して進めることなどが考えられる。

4、文化財の保存・活用に当たる人材が幅広く活躍できる仕組みを導入すべきである。

例えば、地方公共団体において、文化財の保存・活用に当たるセクションを市長部局へ移管することにより、まちづくりや観光との連携を密にすることが考えられる。例えば、地方公共団体で活躍している有用な人材を国や県の文化財行政に登用するようなキャリアパスを制度的に設けておくこと。文化財の幅が広がることから、文化財建造物の保存修理に携わる主任技術者の育成を積極的に進めることなどが考えられる。また、文化財保護法で認定・指定する(仮称)文化財保存活用機構を各種事業や計画立案、管理委託等に優先的に登用することも考えられる。将来的には、文化庁内で人事が完結し、国と地方、さらには(仮称)文化財保存活用機構等と連携し、新たに文化行政の専門家を育成する仕組みを確立すべきである。そのためにも、例えば、文化省などといった歴史文化の保存・活用を担う自立した行政組織が設けられるべきである。

5番、災害時の復興に当たって裾野が広い地域的な文化財が保存・活用され、無用に公費による解体などが進まないようにするためにも、地域における文化財の一体的な保存と活

用の方策が活用されるべきである。

東日本大震災や熊本地震での経験を基に、裾野が広い地域文化財をあらかじめ特定しておくことが被災地の復興において有効であることから、例えば、上記の（仮称）歴史文化基本計画において幅広く文化財を特定しておくことが考えられる。その意味でも、防災と文化財行政とは無縁ではないことに留意して、（仮称）歴史文化基本計画を立てるべきである。

6番、以上の提言を実現するためには、今回の1次取りまとめでは検討の時間的余裕がないため、2次以降のさらなる取りまとめを継続すべきである。

以上です。

【山本調査会長】 はい。きょう、欠席の3人の委員の方の資料を御説明いただきました。

次に、これまでの議論を踏まえまして、補足、あるいはこれまでの論点の整理を事務局から作っていただいておりますので、その資料についての御説明をよろしく願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】

続きまして、資料の6番と資料の7番について御説明申し上げます。

最初に資料6番を御覧くださいませ。資料の6番は「地域の文化財の一体的活用に向けた取組事例」ということで、前回のヒアリングにおいても尾道市の事例を取り上げて御発表いただきましたけれども、それ以外の地域においても多様な取組がございますので、少しまとめてみましたので、紹介させていただきます。

まず、一つ目、1枚目ですが、萩市の事例ですけれども、地域の共通ビジョンに基づく取組ということがございます。

取組のポイントとしましては、「萩まちじゅう博物館構想」という共通のビジョンを作ったというものでございまして、概要のところにあります。市の呼び掛けで、萩市の全部局と商工会、観光協会、地域住民代表等が参画をされまして、検討委員会を立ち上げて、萩のまち全体を屋根のない博物館と捉えて、地域の身近な文化遺産を市民みずからが萩の「おたから」として認定をする「萩まちじゅう博物館構想」ということで策定をなさいました。市民が参画する母体としてNPO法人が立ち上がりまして、ここも中心的に活動されているということで、認定された「おたから」をデータベースで情報発信をしたり、地域ごとの「おたからマップ」を作成したり、街歩きのイベントに活用したりされています。また、ワンコイントラスト運動といったようなことを市民の方と連携をして実施されている

といったようなことですけれども、3,000万円を超える信託金が集まっています、これによって修復等の事業も実施できているという先行的な事例でございます。

次のページは太宰府でございますけれども、『市民遺産』の認定」ということでございます。

皆さんで共通する枠組みを作るということで、太宰府市の市民遺産ということで提唱されまして、市民遺産の活用推進計画に基づいて、住民が文化財をリストアップ、目録化して日常적인見守りを行うとともに、市民、市、関係団体の皆さんで「太宰府市景観・市民遺産会議」というものを作られまして、市民遺産をみんなで認定をするということを行われています。その際には、学術的な視点だけではなくて、地域にとって価値のある文化遺産を拾い上げて継承するといったような取組を推進されているということでございます。

その次のページ、尾道市の「官民連携による歴史的建造物の再生」ということで、尾道市さんの方で前回の会議でも御発表がありましたけれども、歴史文化基本構想をマスタープランというふうに捉えられまして、その上に文化財保存活用計画とか歴まち計画といったものを置いていると。個人、企業、NPO、特にNPO法人が非常に力を持っているということでございましたけれども、空き家再生の取組というようなものを行政も一緒になって連携をしているといったような事例でございました。

次の事例に移ります。日南市になります。「民間の知見を活かした自立的な町並み再生」ということでございますが、ポイントとしては、民間の知見を活かして伝建地区の空き家活用等を進めるため、行政の発案により「まちなみ再生コーディネーター」というのを全国から募集・選定をしたと。古民家の宿泊施設への改修資金を調達するため、地域金融機関と観光活性化マザーファンドが融資を行って、施設の運営の一部を地元の一般財団法人、飫肥城下町保存会へ委託をし、地域と連携した自立的な運営を促進しているということでございます。

次の事例は、橿原市でございますけれども、こちらは「住民、NPO、行政、大学、民間企業等の多様な組織のネットワーク化」ということで、ポイントのところにありますけれども、かなり多くの組織で保存会とか協議会とかコンソーシアム、こういったような形をとって連携をする体制を作っているという事例でございます。

概要のところですが、三つ目のマルのところだけ読み上げますと、産学官連携の部分でございまして、奈良県立医大、早稲田大、市、民間企業等が形成するコンソーシアムにおいて、高齢化する住民の健康維持と景観保全を融合させるということで、MBT（医学を基礎

とするまちづくり)を標榜し、空き家をリハビリ訓練施設などとして活用し、交流と医療の場を創出する「まちなか医療」という取組が進められているということで、産学官の連携ということで取り上げてみました。

次のページは津和野でございます。「地域の文化資源のストーリーに即した観光まちづくり」ということで、津和野に関しましては日本遺産に認定をされておられますけれども、ストーリーということに即して街歩きの提案ですとか、空き家の宿泊施設の改修といったことを行っておられまして、これによってストーリーを活かして歴史文化資源を観光誘客にも進めているということを取り組んでおられるというものでございました。

駆け足で恐縮ですが、こういったようなたくさん事例があるということでございます。

続きまして、資料の7番を御覧ください。「これまでのヒアリング・意見交換における主な御意見」ということで簡単にまとめておきました。

一つ目は「個々の文化財の保存・活用の取組の強化」ということでございまして、二つ目が、めくった先に、「地域一体での文化財の保存・活用の推進」ということで、取り急ぎは、個々の文化財の保存・活用ということと、二つ目の地域一体という二つの目線でちょっと分けてまとめてみました。

まず最初に、個々の文化財の保存・活用の取組強化ですが、現状・課題というところでは、過疎化・高齢化などを背景にした担い手の減少、維持管理への負担の大きさによって、次世代に受け継がれず公有化されるケースが増加している。公有化されても財政難によって日常のメンテナンスや公開活用が図られないケースが散見されている。円滑な文化財修理に対する懸念がある。未指定の住宅など、貴重な資源に関してどんどん失われている現状がある。地域の文化財の総合的な把握、こういったことを必要としていくということでした。

所有者の支援体制の強化ということが多く御意見が出ていたかと思います。

一つ目は、文化財の日常的な管理は所有者の努力によるのですが、所有者の方たちの意思というのがもし薄れてしまった場合には、地域の財産である文化財は滅失してしまう恐れがある。管理や公開活用に知見のある人材を育成し、そのような人材が文化財の保存と活用に主体的に関われるようにするような新たな枠組みが必要。所有者と行政の間に入って活用をプロデュースできる人材が必要。その際には質の保証ということも必要だということでございました。また、同じような意見ですけれども、大規模なものとか、法人が所有するものなど、公開活用を検討できる状況にある文化財もある一方で、現在の所有者・管



理責任者だけで公開まで検討するというのは難しい文化財もあるので、こういったものに関しては、第三者的な立場の人や組織が関与して、どこまで保存し、どこを活用するかという計画を立案できる仕組みというのも有効ではないかという御意見もありました。

続きまして、保存活用のための計画の必要性ということでした。

文化財の性質や状態に応じて、保存すべきもの、活用に適したものがあることに留意をし、どこまで保存し、どこまで活用するかということの計画が立案できるような仕組みが必要ではないか。文化財の継承のため、保存活用計画の策定と計画に基づいた文化財保護・整備活用が重要である。保存活用計画等に基づいて計画どおりの事業展開であるものに関しては、所有者・管理団体による、ある程度、自由度の高い裁量性を持たせるような権限委譲が考えられる。保存活用のバランスをとることが必要であり、警備体制ですとか、公開設備など、適切な環境整備、これも大切であるということでした。

続いて、公開・活用の工夫をすべきだという御意見もありました。

例えば、AR、VR（バーチャルリアリティ）などといったような技術を導入し可視化をしていくことによって、より効果的な活用ができるのではないか。今までの、活用といたら公開しかない、活用といたら多くの人に来てもらうことだといったような考え方は古いので、単に公開しているだけで、その文化的な価値の紹介というものをもっとやっていくべきだ。座る場所のようなものもしっかり準備していくべきだといったような御意見もありました。

二つ目の柱として、地域一体での文化財の保存・活用の推進です。

地域一体での文化財の保存・活用の必要性というところでは、文化財の保存とともに、地域の持続的な発展を進めるということで、これは伝建協さんからでしたけれども、修理による建造物の健全化と活用、活用を支える地域コミュニティの維持・活性化、文化財の周辺地域との連携及び経済的効果の波及によって保存と活用を好循環させるように形成できないかということでした。また、個々の文化財だけでなく、都市全体の戦略の中で活用されることが重要。公共的な価値ということで説明ができないと、行政とか法律の枠組みの中で位置付けて評価していくことは難しいのではないか。地域の歴史や文化に関する計画の中に個々の文化財が位置付けられ、大きなフレームの中でそれぞれの活用を考える主体が配置されるといった仕組みが必要。未指定を含めた文化財の新たな価値付けを行う。そのすばらしさを社会に共有するには、地域の博物館が果たす役割が非常に重要であるといったようなことでした。

次に、自治体・住民が協働できる仕組みについてです。

文化財の普及啓発が重要であり、自治体や住民など、地域みんなで取り組むためにも地域のビジョンの明確化が重要である。自治体の総合計画の下位に位置付けられる文化財のマスタープランが必要。都市計画やまちづくり計画との連携や民間事業者の協力を得ることも重要だということ。歴史文化基本構想を「構想」にとどめずに「基本計画」に発展させるべき。文化財について、「守る」、「活かす」、「守る人を育てる」「理解を広げる」ということが必要であり、市民の力、アイデア、こういったものを取り入れていく必要があるということ。収益につながる活用を行うことで維持管理費の一部を捻出するといったような、民間事業者も含めた協働をするということが必要である。

次に、自治体の役割と裁量の拡大というところです。

自治体にもこれまで移譲に積極的役割を期待したいという御意見や、まちづくり・観光・産業関連部局との連携が必要という御意見がありました。また、裁量の拡大という点では、史跡の案内標識のような、一定の自治体の自由裁量によって設置できるような制度の改善を今後やっていくと、整備や公開活用の推進につながるのではないかとといったことや、現状変更の事務手続きについて少し緩和できないか、権限委譲ができないかといったようなこと、これによって修繕・整備の迅速化や公開活用の推進を図ることができないかといった御意見がありました。

また、計画に沿って取組を継続するためには、補助事業の活用はもとより、民間事業者と協働して収益を上げるような活用方策が必要になるので、民間との協働が成り立つためにも、計画にのっとる形では、ある程度の自由度というものがないといけないのではないかとということでした。

次に、エリアマネジメントと民間活力の導入についてです。

地域全体のストーリーとして文化財を捉えるときに、全体計画を踏まえて文化財の修復とか活用を行うというような組織を位置付けることが必要ではないかという御意見がありました。また、所有者に代わって第三者が文化財の管理・活用を担うには、地域の全体計画において、その社会的位置付けを明確にし、所有者が安心して文化財を任せることができる仕組みというのが必要ではないか、行政と民間の連携が必要ではないかというようなことがありました。特に空き家再生の取組等では、民間の組織の方が有効な部分ということもあるといってございました。

自治体の人材配置と事務の円滑化ということでは、文化財部署をはじめ、専門人材の配

置というのが全庁的に必要になるということで、特定の分野に偏重しない豊富な専門領域を担う人材ということが必要だということでした。また、相続等の関係で所有者が文化財を保持できなくなって最寄りの自治体へ寄贈するケースなども増えていますので、文化財をきちんと保管できるような施設の整備というもの重要になるといったような御意見がございました。

説明が長くなりましたけれども、以上でございます。

【山本調査会長】 ありがとうございます。最後に報告していただきましたのは、これまでのヒアリングとか意見交換で出されたものを大体網羅的にまとめていただいております。きょうも2人には直接に、3件につきましては事務局から御説明いただきましたけれども、まだまだ付け加える論点も、今までの報告に基づきましてあろうかと思えます。したがって、きょうは、いろいろなきょうの報告に基づきました多くの方の議論をまたいただきまして、論点の集約にしていきたいと思えますので、お気づきの点など、どしどし御発言いただければと思えます。

新しく盛り込むべき、あるいは、考え方として盛り込むべきことと、これまでの制度を発展・拡充すべきものと、幾つかいろいろなレベルがあろうかと思えますけれども、その辺を余り分けずに、御意見があれば、お気づきの点を御発言いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。あるいは、御報告いただいたものに対しての御質問でも結構かと思えますので、よろしくをお願いします。じゃあ、田辺委員。

【田辺委員】 御報告など、これまでの議論を聞いていて、地方公共団体の役割というのは何だろうということ、とても感じました。あるいは、地方公共団体が、ある程度、力を持てば、中川先生がおっしゃったような中抜けの部分を補強できるのではないかという感じがいたしております。恐らく、きょうは建築の先生が多いのですけれども、何か地方公共団体について御不満もおありなのかなと思ひながら伺っていました。

一つは、地方公共団体において専門性が軽視されるような人事が非常に目立つということがあります。例えばそもそも考古の専門である人が、もっと江戸時代とか近代に関わる郷土館にいたりとか、逆であったり、あるいは学校の先生が博物館、美術館に異動する、また異動の多い機関も多くありまして、そういったことから考えますと、ちょっと乱暴な専門家の使い方というところがあるかと思えます。

先ほど学芸員ということも出たのですけれども、学芸の資格自体が、やはり博物館で働いてもよいという程度の資格の与え方である大学が多いように思えます。その中では、美

術館も歴史博物館も、あるいは動物園も水族館も同じ資格であるということも、問題である気がしております。

それから、先日、ヒアリングがありましたけれども、尾道市企画財政部文化振興課という課の名前に私は驚いたのですけれども、多くの地方自治体では、文化財というと教育委員会にあって、観光とか企画に関するところは首長部局にあるところが多いです。さらに財政がついていて、これはもう最後は、何にしても財政、お金を握っているところが一番強いと思いますが、そういう、教育委員会と首長部局が場所的にも離れていたりするところが、まず一体化するというのが、もしかしたら成功に導くような要素になるのかなと思いました。

文化財を扱うところと企画をするところがそれぞれ別で、しかも、今示された事例というのは比較的観光地であると思うんですけれども、企画をする地方公共団体の部署というのは、割と安易な委託をするところが多いようにも思います。言ってみれば丸投げみたいなところが目につきますので、そういったところに、もう少し専門家を利用できるのではないかと思います。あと、学芸員にもいろいろあって、「雑芸員」という言葉もあるように、いろいろな分野のことをやっている学芸員もいます。ただ、例えば、広報とかイベントの開催とか、そういったことも全て学芸員がやるべきなのか、もう少し、美術館、博物館であれば、そういった専門性に集中すべきなのではないか、もちろん修復に関わる専門家を置きたいところでもあるかと思えます。

あとは、文化財保存という面では非常に、個人の方、お寺とか、今の住職の間にも絵が傷んでいるというようなこと、つまり短時間の間に絵が傷んだりするという状況をたくさん見ることがありますので、気軽に、客観的に相談できる機関というのも、民間でも、地方公共団体でも必要かと思えます。また、文化財を委ねる組織であっても、個人であっても、その信頼性をどこではかるかということも大事になってくるかと思えます。

以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。この間の議論の中で、自治体の役割とか権限というのが一つの焦点だったわけですが、田辺委員からは、それを自治体から見たらどういう問題があるかということをお聞きいただいたように思います。

自治体そのものも、教育委員会制度も非常に大幅に変わっているように、自治体の機能そのものもかなり制度的にいろいろ議論されているところなので、その形と、何を期待し、あるいは、自治体に何を権限として、文化財という立場から考えるかということも一つ、

問題提起にはなるのかなと思ってお聞きしておりました。

ほかにございませんでしょうか、藤井委員，どうぞ。

【藤井委員】　今まで，前回もお話を伺いましたし，きょうも幾つか事例報告とか，あるいは，各先生方のお話を伺って，極めて前向きで，私も，これがどのぐらい実現できるか，全部，実現できたらこんなすごいことはないなと思って大変楽しみに思います。ですから，恐らくこんなには実現しないだろうと思います。私の感想で，現場系のことで，皆さんがおっしゃっていることと重ねてなんですけれども，ちょっと話をしたいと思います。

これはまず，コンサルティングのようなことは非常に重要だということを皆さん，強調されていたと思うんですけれども，これは，例えば，伝建のような場所を選んだときに，伝建というのは建造物の仕組みなものですから，修理費は出るわけですが，修理費と，それから環境整備のような形は出るのだけれども，結局，それを，例えば，観光開発しようとか，そういうのはお金が全く出ないんですね。そういうのをコンサルティングしないとどうしようもないので，過疎地であれば，そこがどんどんさびれていく，放置状態になります。

それで，もうそれはしょうがないので，私が担当したところだと，一生懸命にコンサルティングをやるわけですね。そうすると，OBが来て，「先生の研究室というのはコンサルなのか」なんて悪口を言われたり，それが実態に近い。やらないところも，もちろんあるんですけどね。それは必ず，そういうのはセットで入らないと，実は，文化財保護法に守られているといっても将来的には無理だということです。

そういうのをどういうふうにすればいいかというのは，きょうの御報告と，実際に尾道の例とか，要するに空き家対策という形で別の方向から攻めていけばいいと。だから，一つの文化財保護法でやっても，結局はそれだけではうまくいかないわけだから，別のルート，何通りかのレートでお互いを支え合うと。ですから，これはお役所の論理の分業化されている仕組みというのは，やっぱりネットワーク化して現場では仕組みを作らなければいけない。それは，まさにコンサルティングで，それは内容と質，両方とも問われるわけですから，それはかなり重要な仕事であるので，やはり人材育成はもちろん当然，必要だと思います。

それで，そこら辺はすごく難しいんです。最終的に観光化，若しくはその地域の活性化というのは何か，若しくは維持ができるという仕組みになると思うんですが，一時的に，今までは成功した話をずっと伺っているわけですけれども，これは，要するに，観光

化というのは一種の商業化の問題に関わります。これは、成功している間はいいいんですけれども、失敗するかもしれない。失敗すると、これは誰が責任を取るのかといたら、これは行政が後始末しなければいけない。だから、その問題も同時に考えておかなければいけないということになるだろうと思うんです。

これは、私、北関東の調査を大分したんですけれども、1990年代まで、スキーが物すごく、日本中、スキーで観光開発をしました。それが2000年ぐらいからほぼ絶滅状態に近づいて、もうスキー場がバタバタ倒れてくるんです。そうしましたら、各地に養蚕農家が実はいっぱい建っていました。それが、非常に出来の悪いスキー宿に変更していつているんです。それは、要するに建物を改造して全部、非常に出来の悪い内装の建物に切り換えていった。それは今も結構残っているんですけれども、非常に無残で、それに乗り遅れたところが、場所が悪くてスキー場がないので、乗り遅れたところに大変きれいな養蚕農家がいっぱいあると、そういうことが実際に起きています。ですから、かなり微妙な問題があります。

それで、私は、基本的には、建造物のそういう問題に関われば、国宝とか重要文化財とか、そういう種類、登録文化財という種類があるので、国宝・重要文化財はかなり国の方できちんと維持管理しようとしていらっしゃるわけですが、それ以外の登録、それから非指定のものに関しては非常に広い世界があるわけです。それをどういうふうにかと考えると、まあ、建築の寿命を長くすると、そういう努力をするというふうなこと以上に、なかなか、どうすればいいというふうなことはなかなか難しいだろうというふうに思います。とりあえず、それで。

**【山本調査会長】** ありがとうございます。さらに、いかがでしょうか。はい、藤田委員、どうぞ。

**【藤田委員】** 私は学芸員のことについて、お伺いします。私も仕事の関係で幾つかの場で学芸員の皆さんとお話ししたことがあります。皆さん、それぞれ非常に専門性が高いです。先ほど千葉の委員からもお話があった「雑芸員」のような人がいれば、横通しができるんだけど、表具のことだ、壺のことだと全然かみ合わない人たちと議論すると、いつまでたってもまとまらないです。例えば、一つの博物館なり美術館でも、誰がコーディネーターをするかという、そこにいる施設担当の係長さんだったりするのでけれども、そういう人たちは、やっぱり学芸員の人たちの方が格上だから、なかなか思うようなことは言えないという実態があって、「雑芸員」という言葉は悪いかもしれないけれども、

もう少し、何というんですか、横串を通せるような学芸員の方がおられるとよいと思います。建築を作ったり何かを改造しようというときには、一種の研究者と対峙しているんですね。そうなる結論が出ないわけです。学芸員の方々には、自分の研究なり保存の方が先で公開のことは後だという意見もあったりして、その辺のことを、それではどうしていくのかというのが、私としては、文化庁の方々に考えていただきたいと思います。

それから、もう1点、やはり千葉の委員のお話で、何で文化行政が教育委員会の下につながっているかということについて考えると、私にはちょっと分からないことがあって、要するに、教育は独立して、行政とは一種独立した教育委員会というところで指導しなければいけないのはわかります。文化財行政とか文化行政は、そういうところに入っている必要が本当にあるのかどうかということです。やっぱりそれは、独立したいという気持ちあるでしょうけれども、こういう時代に全体を融合化していくということであれば、何か、知事の下に従属するという意味だと嫌なのでしょうけれども、文化行政として、行政に対してどんどん声を上げるなり動かしていくという意味で言うと、教育委員会という制度と行政でいうものの独立した溝があるところのどっちにいるかというのを考えていただければいいんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。

【山本調査会長】      ありがとうございます。今、学芸員の話が出ましたが、原委員、いかがですか。

【原委員】      はい。おっしゃるとおり、学芸員にもいろいろな人がおります。それは、学芸員だからということではないのだろうなといつも思っているんですけども、私がアメリカへ留学したときに、もちろん、自分の中で学芸員として何をしようというふうに思いながら出掛けていったんですが、それぞれの博物館に、例えば、展示というもののプロジェクトがあると、そのプロジェクトチームの中にいろいろな人がいるんです。もちろん学芸員という人がいるんですが、学芸員という人は、どちらかという、アメリカの、例えばシカゴフィールドミュージアムの場合は、まさに文化財の、あるいは博物館資料の価値を評価して研究してくる人、それから価値を見出してくる調査員なんです。それで、もちろん今度、それを持ってきたときに、学芸員と協力して、どうやって博物館に収蔵するか、あるいは、現地保存するか、どのようにしていくのかということを考えるコンサーバーという人たちがいるんです。

まさに、それから今度はエドューケーターというのがいまして、実際に学校指導要領にも精通していまして、幼稚園の子どもたちにはこうやってプログラムを作ろう、中学生には

こうしよう、高校生にはこうしようということのシナリオを一生懸命に考えている人がいます。もちろん、それ以外にカーペンターがいて、じゃあ、実際にデザインをどうして、こういう形で博物館の中に展開していこうなんていう人たちがみんな集まって、それぞれがアイデアを出し合っていていたんです。

もちろん、それ以外にドキュメンターというのがいて、それを必死に一生懸命に過程を記録して集まってきた情報をきちっと収蔵して、今度は、外の人たちにもインフォメーションとして整えて、何か問い合わせがあったときにはそれに答えていく、あるいは貸していくという方々、ドキュメンターと言ったりレジストレーターと言ったりしていたんですけれども、そういう人たちがいるのと同時に、さらに驚いたことには、エバリュエーター、あるいはマネジメントだといって、実際にその地域が何を欲していて、どういう知識レベルというんでしょうか、どういう人たちが、要は、アメリカ社会だからだったと思うんですけれども、どこからの出身の人が多いのか、アフリカ系なのか、アジア系なのか、その人たちが一体何をこうしていて、どういう形でアプローチすれば、その展示がうまく皆様の役に立つのだろうかということに必死になって考えている。もちろん、アカウンターがいて、「それをやり過ぎるとお金がかかります」とかいう話をしている。

そういう人たちが結局集まって、シカゴのフィールドミュージアムの場合は、私が知り合ったのは、2人のディレクターがいて、そのディレクターがそれぞれのプログラムを抱えながら、それぞれのスタッフを各部門から集めてきては、このプログラムに対してどう思うかというのを、全部まとめていたという姿を見ていました。私がそれを見て一番大きく考えたのは、「学芸員」という名前に全てを総括し過ぎているのではないかと考えているんです。

それと、ちょっと話がそれますが、要は、物を認識するときに名前をつけますよね。名前をつけるということはそこに何かがある、そこにいる価値があるということを認識しているから新たな名前をつけていく。学芸員というものを考えたときに、全てを学芸員に押し付けてしまうと、学芸員が一体どういう価値付けを持ってそこにいるのかというのが本当に見えなくなってしまう。私が一番危惧しているのは、学芸員という名前に全てを押し付けて、全ての問題を押し付けられているような気が時々するんです。

だとすると、文化財保護行政も、今の話の中にあるように、保護をする人、それから調べる人ということで、様々、今、出てきたと思うんですけれども、コーディネーターをする人ということで、別々の名前をつけて取り組んでいくべきなのではないかと私は思っ



います。

ましてや、私が一番疑問に思っているのは、文化財保護行政をやっているのに博物館法で資格を認められた学芸員だということです。博物館法の中に文化財というところは、もうほんの数行しか、周辺にある文化財について保護思想に努めることと、1行しか書いてないんです。

私も実際には、もうずっと20年ぐらい大学で博物館法を教えている立場なんですが、どうも、ほかの人たちに聞くと、博物館法というよりか、学芸員資格を取得する中で、文化財というものをちゃんと学んでいない、文化財保護法を学んでいないのではないかという気がしているんです。なので、私が採用してくる学芸員というのは、文化財保護法をほとんど読んだことがない。なので、逆に言うと、私が接する学芸員さん、民間の、あるいは外の博物館の学芸員さんに「それは重要文化財ですから、こういう手続が必要ですよ。コンプライアンスを守らないと」という話をしても、「読んだことありません」という状態が起きている。

ちょっと何か、どこかでねじれているんだろうなということを考えていまして、私は、博物館、あるいは学芸員というものの考え方を、ここで一度ちゃんと整理して法制化して、国家資格として何らかの、見るべきところは見て、保証された役割が出てくれば、逆に行政の中でもその専門性というものが認識されていくのかなと思っています。

【山本調査会長】 はい。亀井委員でしたか、文化財資料で御提案もあったかと思えますけれども、近年は、先ほど、自治体の権限とか、そういうものとは常にきびすを接して、きょう御紹介していただいたような展開がずっとされていると思うんですけれども、金野委員の現場から見たときに、自治体の権限の問題とか、ヘリテージコーディネーターとか、文化財シリーズではいいんじゃないかというお話をどういうふうに受け止められるでしょうか。

【金野委員】 はい。私自身が行政にもいたので歴史文構想の確定にも少し関わったり、それに基づいて創造都市推進計画なる計画を作ったうえで、民の立場で先ほど御説明した分散型の文化財開発をしているという流れなんです。それで、結局、行政をどう見ているかということ、過度な期待をしてはいけないと考えています。

【山本調査会長】 前段階、実践的にはね。

【金野委員】 そうですね、実践的に。だから、そこは、相手や状況を見て、自分達ができることをするというでしかないんですね。

【山本調査会長】 法制度改正を今後していくと、制度改正を展望したときには、どう  
いう。

【金野委員】 制度改正はですね、現実の状況を言いますと、現場レベルで我々が何か  
したいときに、法律がひっかかりますね、それは建築基準法だったり旅館業法だったりす  
るんですね。それを現場レベルでやり合っても、全く埒が明かないことが多いです。国家  
戦略特区とか、今回の政府のタスクフォースというレベルになりますと、これが一気に動  
き出すということなので、やはり、中央政府が動くということは非常に大きいことだと思  
います。

だから、今回、この場で、私がきょう投げ掛けたいのは、「文化財」って何かということ  
なんですね。これを「面的、一体的」にという方向で議論するということなんですけれど  
も、それは現実の何を指して言っているのかということが、この場から情報として出てい  
く、自治体にそれが情報として伝わる、制度として作って、それを運用する。そうした非  
常に大きな役割がここにあるのではないかなというふうに思っている次第です。

【山本調査会長】 はい。自治体の機能そのものが、何かすごく今、脆弱になっている  
というか、非常に、自治体構造改革なども一方で進んでいて、そういう意味で言うと、文  
化行政という立場から自治体の機能をさらに充実させるというアプローチも非常に重要な  
ことだと思うので、そのあたり、現実的には金野委員がおっしゃったように、余り期待で  
きないと、なかなか困難を抱えていると。

【金野委員】 我々の立場で言うと、期待しても前に進まないわけですから、やること  
をやるということになる。

【山本調査会長】 依存はできないということですね。

【金野委員】 もちろん期待したいですよ、期待したいし、そういう体制を作ってほし  
いなということはいつも思いますが、まあまあ、情けない場面によく直面するというのが  
実態です。

【山本調査会長】 中川先生とか、藤井先生が、皆、そういうことに苦闘されながら今、  
いろいろ御提案も頂いたというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。村上さんな  
んかも、今のお話では。

【村上研究官】 どうもありがとうございます。私は、いつも金野委員とかのお話を聞  
いているときに感じているのが、文化財に関連するような方々の感性がどうなっているの  
かなと思っていつも気にして見ているんです。ちょうど私の学生の頃にそういう歴史文化

を活かしたまちづくりをしていこうとしたときに、ほとんど話を聞いてもらえなかった。それに比べて今は、例えば、登録文化財の制度なんかを見て、そんなに自分たちにメリットがあるということではないんだけど、物すごく伸びていっているような感じということは、日本の方々が、歴史とか文化に対して非常に鋭敏になってきたなという思いを常に持っているというふうに思っているんです。

それに引き換え、文化財保護法の主眼としていっているところを見ていこうとしたときに何を感じているかという、耳の痛い話なので、ちょっと押さえながら聞いていただきたいんですが、例えば、建造物の場合、古社寺保存法で明治30年、それで120年たった。市町村の何%にその重要文化財なり国宝があるかという話を考えたときに、観光以外にないなど。行政効果から見て、120年かけて市町村の過半を超えない部分に対してどう考えればいいのかだろうと。片方で地方公共団体が脆弱であるという言葉が出てくるときに、我々は何を考えているんだろうというふうにいつも思っているんです。

そういうことから、改めて文化財とは何かという問いをしたときに、例えば、先ほどの原委員がおっしゃったように、ある程度、専門分化しながら、それぞれのパートから考えてくるようなシステムを、日本全体のどこか一つは持ってもらいたいなという思いは持っております。

例えば、文化財の調査官の方は、価値を発見してきて、それをどう次の将来に向けて活かしていくんだということを常に考えておられる。それは大切なことで、その方に、片や、活用を考えろ、片や、保存を考えろということで、期待をするというか、職種の内容をもう少し整理していった方が、国民の期待との、今の話と考えたときに、新たな段階での文化財のありようというのが出てくるんじゃないかなと思って、いつも見ているんです。

そういう意味で、亀井先生なんかは、足元の部分で保護指導員の話なんかも、その活用のことを、きちっと考えるような、そういう人たちを入れていこうとか、そういう取っかかりの部分はそれぞれ言ってくさっていますし、片や、西村先生なんかは、全体としてそういうものをマネジメントしないとなかなか難しいということで、全体から見ての視点ということで、それを考える人たちをどこかで入れるとかいうことを考えてくれば、相当、段階的に変わるし、ある程度、西村先生がおっしゃっているように、法律の部分をいじらないといけない部分が出るので、第2弾、第3弾というようなイメージでもいいからというようなことというのは分かりやすいなと思って話を聞いていたというところがございます。

そういう面から考えていただきたいのと、あともう一つは、学芸員の方をどう思っているかというところで、私の経験から言いますと、実を言うと、博物館、美術館等は社会教育施設なものでございますから、文化財課とはセクションが違うというのが、地方公共団体で往々にしてあるという中なんです。でも、博物館の中で、その博物館資料の中で重要な資料として見ているのが、文化財の部分が結構ありますので、そうなってくると、文化財課の方と話をしておかないと対応に困難になるということで、実を言うと、私が担当セクションにいるときに、博物館は文化財課の方に所管替えをしていただいたということがございます。ただし、文化財保護法について学芸員は、原委員がおっしゃるように、勉強しておられない部分がありますので、その部分をどうしようかということで、まずはとにかく話し合いを続けていくというようなことをやっているような段階だということでございます。

そういう面で、いろいろなところで博物館法に規定された社会教育施設としての博物館の中の博物館資料の取り扱いを、文化財サイドからどうしようというのが、実は、災害時でも起きています。災害時でも、それをどう助けてくるんだということで困っているし、博物館資料で見ると、文化財の方から見るとなかなか手を出せない植物の標本だとか、それから、動物の剥製の関係だとか、そういうものまで博物館は幅広に持っておられますので、そうしてくると、我々と、ある部分は重なっているんですが、ある部分は重なっていないような部分もありますので、そういうことから、連携をどうしていくんかということ、徐々に考えていかないといけないような社会が、そういう高度なレベルになってきたという認識を改めて持ちませんかというようなイメージを持って、いつも考えているということでございます。済みません。

**【山本調査会長】** はい。自治体、あるいは地域のレベル、それをどういうふうに運営していくかということで、学芸員の専門性とか、そういう話がちょっと焦点になりましたが、ほかにもいろいろ論点があるので、湯浅委員、どうぞ。

**【湯浅委員】** ありがとうございます。前回、前々回の会議にちょっと出られませんでしたので、皆様からのいろいろな御発表を聞けていないので、もしかしたら既にカバーされていることもあるかもしれませんが、ちょうど今、村上研究官がおっしゃったことと、もしかしたら関係するかもしれないのですけれども、この文化財というものを、いろいろ資料を見ましたり、お話を聞きますと、やはり、多様な方が関わってこななければいけないもので、それが自治体や個人や民間、NPO、大学、そして文化関係者、教育関係者、観光関

係者、まちづくりと非常に複雑なものでありますが、そこで、もう一度、文化財の幅広い価値というのを整理し、既にこういったことは議論されているのだと思いますけれども、いま一度、明文化して、その大きなビジョンと価値を共有しないことには、多様な人たちの協働というのは生まれにくいのではないかと思います。

その中で、特に幅広い価値というところで、文化財についての教育的価値、文化的価値、社会的価値、経済的価値、ほかにもまだもちろんあると思いますけれども、国際的にもいろいろなところで調査研究もされていますが、その価値についてきちんと整理をして、そのそれぞれを促進していくためにどういった取組が必要なのかという考え方をしていくといいのではないかと思います。

例えば、教育的な価値が高いということも、あえて説明することもないと思いますが、その教育的価値がどういった価値があり、それが若者にとってどういうふうこれから政策が必要で、また生涯学習的にはどのような取組が必要なのかということで、普及や教育に関する在り方ということを考えていく必要があるかと思います。文化的価値はもちろん、多くいろいろなものがされていますが、これまでの議論の中で、保存・活用を強化するんだということを言っていて、保存・活用をして結果、何を伸ばしていくのかというところを明確に文字にしていくことが必要ではないかと思います。

その社会的価値というところでも、それは、地域住民の方の、例えば、アイデンティティの強化だったり、シビックプライドの醸成だったり、また、その過疎の町とか、高齢化の町の地域の結びつきや、また、その高齢者の健康への貢献度、先ほど文化庁さんの方からの御説明であったケーススタディの中でも、健康と高齢者を結び付けた取組もありましたけれども、そういったウェルビーイングに関する価値というのも非常に貢献できる分野が多いのだと思います。そういったことを促進するために必要なパートナーシップの在り方というのはどういうものなのかということも、検討する必要があるかと思います。

最近、特に観光との結びつきというのもすごく言われていて、期待も高くて、前回の発表資料の中でも、観光的価値はこれぐらいありましたというのがすごく出ているんです。なので、観光に価値を伸ばすための文化財の在り方というのがとても期待が高いのだと思いますけれども、経済的価値の中で、それは観光だけなのか、それだけではない場合もあると思うんです。今、ARとかVRという新しいテクノロジーを使うということも非常に期待が高いと思いますが、それをなぜ使うのかというところを整理をした方がいいかと思います。そのARやVRという、テクノロジーと歴史的な文化遺産が結びつくことによって生まれる新

しいイノベーションとか、新しい産業の創出というところに結びつくと思いますので、そういうことも必要ではないかと思います。

済みません、ちょっと話を飛ばしましたが、社会的価値の中で市民参加というのは、やはり非常に大きいと思うんです。その中でボランティア、これから恐らくオリンピックに向けてボランティアというものが日本でもすごく促進されていくと思いますけれども、その市民が参加することの価値というところも整理をした方がいいと思います。

いろいろなところで民間や地域の活用ということが言われていますが、それは、活用することによって、今、活用する必要性、例えば、個人では支え切れない文化財の、これからさらにそれをサポートする意味での民間の活力を使っていくということもありますが、逆に、地域住民がこういったことに参加をすることによる社会的な価値というものも目を向ける必要があるのではと思いました。ですので、申し上げたいのは、そういった大きな価値を幅広いところを整理することによって、取組に結び付けていくのがいいのではないかと思います。

**【山本調査会長】**　そうですね。まさにビジョンが共有されないと協働は生まれえないというのは、協働が生まれえないと保全・活用というか、持続性は担保できないということではないかと思いました。本当に藤井先生がおっしゃっていたみたいに、これが、きょうのこれが提案できて、全てできればと思うんですけれども、それは相当な逆転ホームランで、今まで日本の文化行政が置かれている、なかなか困難なところからすればいろいろなアプローチが要るのだらうと思うんですけれども、矢ヶ崎先生、いかがですか。

**【矢ヶ崎調査会長代理】**　発言の機会をありがとうございます。やはり、お話をいろいろ拝聴してまして、自治体レベルでどれほどのことができるのかということが一番肝になってくるかなと思いました。地域がまとまるということが大変必要になってきている状況の中で、もともと地域がまとまる素地がある、これまでも住民主体のまちづくりの経験を積んできているまちというのはやっていくのだらうなという気はするんですが、そういうまち、自治体、都道府県ばかりではないという前提に立つと、やはり、地域がまとまるためには、まず行政が一体になることが必要だと思います。行政の各部署が一体になるためには、皆様から御指摘があるように、ビジョンのある市民参加型の計画を作っていただくことが重要なと思います。そして、文化財とは何なのか、どういう枠組みで、どういう方向で残していったらいいのかということも国がしっかりとまとめ、各地域、地域で作るその計画を理念的に支えるということも必要になってくるのかなというふうに思ってお

ります。

一方、そういうふうには地域できちっと価値づくりをして、住民みんなでこれを一体的に支えていこうというパートナーシップもできて、活用の方に乗り出していくとなりますと、今度はその活用の出口の部分に、やはり観光が非常に期待されています。観光を専門とする私としては大変ありがたいことなのですが、ここで、観光として活用するには留意点が二つあることを御報告したいと思っております。

一つは、観光というと、一般観光客にたくさん来ていただくというやり方もありますし、それから、ビジネス需要ということで、見本市というのは大きい都市に限られるかもしれませんが、中小規模であっても国際会議を誘致しようとしている自治体が増えてきておりますし、小さくても医療の専門の学会を呼んできたりとか、結構エッジの立ったものがあったりします。そういう国際会議等のレセプションであるとか、アイスブレイキングの場であるとか、会議の場であるとか、ちょっとしたパーティーの場であるとか、分科会の場であるとか、宿泊であるとか、そういうようなところに活用できる、ユニークベニューとしての活用も視野に入れていただけると有難いです。まだ事例としてどこがいいということとはなかなか難しい状況なんですけれども、こうした活用の方向があると思います。

それから、もう一つ申し上げたいことは、日本のこれまでの観光産業にはちょっと悪い癖があるということです。それは、安くたくさん売ろうとする癖でありまして、こんなことを言うと後でいろいろな方から私はまた怒られてしまうかもしれないのですが、これまでの日本の観光産業の大多数の方々には、団体旅行を含めたくさんの方をお呼びするために、価格が安い方がいい、安さが訴求力だということで集客してきました。地域で価値を共有して活用している文化財を、観光で来る方々が見て、体験していただくわけなんです、その方々が低い料金しか払わないということになる懸念があります。団体旅行でワーッと来て、短い時間しかそこに滞在しない。個人旅行が主流になっては来ているのですが、地域の観光産業のビジネスの仕方が個人旅行対応に十分シフトできているかという、そうでもない、まだ頭の中には大事なものは団体バス旅行であるというイメージが強いようなこともあります。

そういうことではなく、文化財の価値を分かっていたり説明の仕方をした上で、その地域のファンになっていただいて、理解していただいて、リピーターを作っていくところに高い目標を置いて、そして、相当の対価を支払っていただくお客さんにしっかり来ていただくのだということが大事です。人数も大事ですけれども、中身、質の部分も大事な

だということ、出口としての観光はしっかり押さえていきたい。そのためにも、観光事業者、行政の観光部署にもパートナーシップの中に入れていただきたいんですけども、こういった観点をもった人の目が入っていないとチェックが行き届かないということがございますので、そこはすごく気をつけていった方がいいかなと思っております。

最後、短くですが、これもまだ観光の分野でしっかり作り切れていませんけれども、そういう中で、ディスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションというものをこれから地域で一生懸命育てていこうというふうにしています。まだ温度差がありますが、これがしっかり育っていくと、観光分野における協働の場としていいものになっていくと思います。DMOは、学芸員さんに全てを任せるとするような仕立てではなくて、地域、多様な主体が連携したチームでやりなさいということになっている組織なものですから、ちょっと期待していくべきところかなと思います。

済みません、長くなりました。

**【山本調査会長】** ありがとうございます。きょうの議論、あるいは、御報告を聞いていて改めて思いますのは、まあ、本当に制度的転換を考えると、これまでいろいろな蓄積がプラスもマイナスもあるわけですので、やはり、国民的共通の財産というか、コモンセンスになるようなビジョンが今度の制度改正に込められることは絶対必要だなと思いましたが、それはやはり、なかなか現場は困難を抱えているわけですので、自治体とか市民とか民間とかと言われる人が励まされて参加できるような、そういう意欲がエンカレッジできるような、そういうものでないといけないかなと。あるいは、結局、それを支える人も要るんですけども、そんなことをちょっと改めて、いろいろな事例を聞きながら、御発言で思ったんです。

今、出ていないような論点とか、御発言とか、最後にありましたら、じゃあ、金野さん、原さん。

**【金野委員】** ありがとうございます。今、一般観光客とユニークベニューの話が出たんですけども、私は文化財を中心とした地域の文化そのものが文化観光という形でこれから注目されて、まさに少量で、高付加価値、高単価のものをビジネスにするという、それと地域の文化財を大切に活動と、地域のプライドと、そういうものがすごく相性がいいと思うんです。

そういう意味で、文化財というものを再定義して、これ、文化財というのは、しつこいんですけども、「指定されたものだけではなくてみんな入っているんだよ」というふうに皆



さんおっしゃるんですけども、議論すると指定文化財の話に行くんですよ。そうではなくて、もう目の前にある、文化財が生活の中にある、その文化財の中で暮らしているという感覚にならないと、どこか遠いところに大切に置いてあるものにしたのでは、まあ、守れないのではないかなということですよ。

観光もしかりで、その場所に行って指定文化財をめぐるのではなくて、文化空間の中に滞在をして楽しむと。先ほどの城下町ですと、運がいいと、曳山がホテルの前に9基並んでいたりするんですよ。そういうアトラクションに出会える。重要文化財の舞台でお能がかかっている、そういうこともあります。朝、起きてホテルの前に出ると、小学生が通っていて挨拶をしてくれる、これも無形文化財だと私は思うんです。その町の文化にそのまま触れるというような、これはすごい高付加価値なんです、しかも単価も取れる観光というものが、これから非常に重要で、そういうものと、先ほど言いませんでしたけれども、そこに来て働く、そこでお店をする、そういう移住・定住というようなことも含めまして、すごく相性がいいわけですよ。だから、文化財というものが持っている可能性というのはすごいものなので、そのアウトプットを予見して、よく言葉の再定義をしないと非常にもったいないことかなというふうに思います。

【山本調査会長】       ありがとうございます。じゃあ、原委員。

【原委員】       もう一つと言われたので、全く違うことをお話ししたいと思うんですが、亀井先生がお話していた計画の法制化、私は、自治体のレベルというか、自治体の人間としてはすごく賛成です。構想という形の、どの法定基準にのっとっているのか分からない、理想ではある構想というものが生じて、行政、特にうちみたいに大行政になってしまうと、動かないこと甚だしい、本当に横串を通すのはとっても大変です。今でさえ、通知がいろいろと来て、こういう文化構想を練れとか、いろいろと来るたびに面食らって、エエーッと、書き直しで赤を入れたりするのでさえ大変なんですけれども、これが構想の段階だけで言うと、「それは何の法令に基づいてやればいいんですか」みたいな反撃に遭うというんでしょうか、「こういう構想を立てているんだから」と、「いや、それはどこに位置付けされているんですか。それよりも今、知事のビジョンの方が大切ですよ」と言われてしまっておしまいなんです。是非、法制化したいいただいた方がいいかなと思います。そうじゃないと、逆に小さな自治体にとっても、ますます分からなくなるという状況が大きくなっています。

特に、歴まち法だ、何だといろいろな法令があって、結果的には、だから、実際にやり

たいことをどの法制に乗っかれば、文化庁さん、あるいは国交省さん、あるいは観光省さんからどうやったらお金がもらえるのかというのが、実は一番率直な自治体の思いなんだと思います。やりたいことはある、あるんだけど、それをどの省庁さんが準備してくれた補助金の体制に乗っかってお金をもらうのは、どれが一番お金がいろいろかという、そればかり相談を受けています。

そうすると、コーディネーターをしている子がいろいろな法律を知って、「いや、それはうちの合わないと思いますね」というふうに、自治体というか、上位の都道府県が言ってしまうと、そこでシャットアウトなんですね。実際にもう少し法制化の整理をして、実際にできた計画がそのままマスタープランとなり、あるいはアクションプランを作って、それで実効性のあるものになるんだということが分からない限り、多分、自治体というのはなかなか動けないという実態があるように思います。

【山本調査会長】 ありがとうございます。そろそろ閉じたいとは思いますが、付け加えることが、じゃあ、中川先生。

【中川委員】 一つだけ。今までの議論において、新しい文化財法の考え方では、地方の自治体はその担い手の中心になっていくことになるのであろうと思います。けれども、亀井委員からも「権限の委譲」という言葉がありましたけれども、そのためには、地方にいろいろなものを下ろしていくことになる。だとすると、そもそも文化財の価値自体を地方が主体になって判断し、それを市民が共有していくということになるのか。文化庁さんが示してくれたいろいろな例の中でも、例えば、「市民遺産」という言葉も出てきますよね。

私が一番本質的な問題として議論が必要だろと思うのは、今回の改正で文化財保護法の根幹である価値付けというところまで地方に委譲するのかどうかということではないかと。今のところ、私も、いろいろな建築の文化財の相談を受けるときに、「先生、これ、重文、いけますかね？」とか、「重文は無理でも登録はいけるでしょう」とか聞かれることが多い。つまり、物差しが一つなんです。

本日のお話で出てきたように、一つの物差しではないんだということになると、文化財価値の判断根拠まで委譲するということになるのかどうか。これはただ、文化財法の根幹を成すところなので、そこまで覚悟があるのかといった話にまでなってしまう気がしています。そうすると、西村委員からありましたように、なかなかこの短い議論の中で結論づけられない課題になるのではないかと懸念していますが。

【山本調査会長】 ありがとうございます。私も、いろいろな角度から文化財とは何かということのを再定義するというか、文化財保護法のもちろん骨格の、それがないと法律にはならないので、その作業になると思うんですけども、まあ、それを考える上での様々なキーワードとか多様なアプローチは、かなりきょうも出されたと思いますので、きょうのまとめを踏まえて、さらに次回の議論を発展させていきたいと思います。

では、きょうはこれで閉じたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 事務局の方から事務連絡をさせていただきます。

次回の日程ですけれども、7月25日、火曜日午後2時から午後4時まで、場所は、隣の第2特別会議室で開催をいたします。詳細につきましては、追ってメール等で御連絡をさせていただきます。

【山本調査会長】 どうもありがとうございます。きょうはこれで終わります。ありがとうございます。

— 了 —